

さいたま市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細
則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年**10**月**27**日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市規則第107号

さいたま市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則（令和5年さいたま市規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（市長が必要と認める書類） 第2条 <u>省令第1条の8第1項</u>に規定する市長が必要と認める書類は、公益財団法人マンション管理センターが作成した<u>法第5条の14各号</u>に掲げる基準（同条第4号に掲げる基準にあつては、さいたま市マンション管理適正化指針に係るものを除く。）に適合していることを示す書類とする。	（市長が必要と認める書類） 第2条 <u>省令第1条の2第1項</u>に規定する市長が必要と認める書類は、公益財団法人マンション管理センターが作成した<u>法第5条の4各号</u>に掲げる基準（同条第4号に掲げる基準にあつては、さいたま市マンション管理適正化指針に係るものを除く。）に適合していることを示す書類とする。
（申請の取下げ） 第3条 <u>法第5条の13第1項</u>の認定の申請、<u>法第5条の16第1項</u>の認定の更新（以下「認定更新」という。）の申請又は<u>法第5条の17第1項</u>の変更の認定（以下「変更認定」という。）の申請をした者は、市長が<u>法第5条の14</u>の認定（<u>法第5条の16第2項</u>又は<u>第5条の17第2項</u>において準用する場合を含む。）をする前に申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第1号）により市長に届け出なければならない。	（申請の取下げ） 第3条 <u>法第5条の3第1項</u>の認定の申請、<u>法第5条の6第1項</u>の認定の更新（以下「認定更新」という。）の申請又は<u>法第5条の7第1項</u>の変更の認定（以下「変更認定」という。）の申請をした者は、市長が<u>法第5条の4</u>の認定（<u>法第5条の6第2項</u>又は<u>第5条の7第2項</u>において準用する場合を含む。）をする前に申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第1号）により市長に届け出なければならない。
（認定しない旨の通知） 第4条 市長は、<u>法第5条の13第1項</u>の認定の申請、認定更新の申請及び変更認定の申請に係る管理計画が<u>法第5条の14各号</u>に掲げる基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（様式第2号）により通知するものとする。	（認定しない旨の通知） 第4条 市長は、<u>法第5条の3第1項</u>の認定の申請、認定更新の申請及び変更認定の申請に係る管理計画が<u>法第5条の4各号</u>に掲げる基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（様式第2号）により通知するものとする。
（報告） 第5条 <u>法第5条の18</u>の規定により報告を求められた認定管理者等（<u>法第5条の15</u>の認定管理者	（報告） 第5条 <u>法第5条の8</u>の規定により報告を求められた認定管理者等（<u>法第5条の5</u>の認定管理者等を

等をいう。以下同じ。)は、必要な図書を添えて市長に報告するものとする。 (改善命令) 第6条 <u>法第5条の19</u>の規定による改善命令を受けた認定管理者等は、必要な図書を添えて市長に報告するものとする。 (取りやめる旨の申出) 第7条 <u>法第5条の20第1項第2号</u>の申出をしようとする認定管理者等は、取りやめる旨の申出書(様式第3号)に、<u>省令第1条の12</u>の通知書(認定更新を受けた者にあつては<u>省令第1条の14</u>の通知書、変更認定を受けた者にあつては<u>省令第1条の17</u>の通知書)を添えて市長に提出しなければならない。 (取消しの通知) 第8条 市長は、<u>法第5条の20第1項</u>の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書(様式第4号)によりその旨を認定管理者等に通知するものとする。 様式第2号(第4条関係) 認定しない旨の通知書 [略] 申請のあった次の管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する<u>法律第5条の14</u>の規定に基づく認定(同法第5条の<u>16第2項</u>又は<u>第5条の17第2項</u>において準用する場合を含む。)をしないこととしたので、これを通知します。 [略] 様式第4号(第8条関係) 認定取消通知書 [略] マンションの管理の適正化の推進に関する<u>法律第5条の20第1項</u>の規定により、次の管理計画についてはその認定を取り消しましたので、同条第2項の規定によりこれを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。 [略]	いう。以下同じ。)は、必要な図書を添えて市長に報告するものとする。 (改善命令) 第6条 <u>法第5条の9</u>の規定による改善命令を受けた認定管理者等は、必要な図書を添えて市長に報告するものとする。 (取りやめる旨の申出) 第7条 <u>法第5条の10第1項第2号</u>の申出をしようとする認定管理者等は、取りやめる旨の申出書(様式第3号)に、<u>省令第1条の6</u>の通知書(認定更新を受けた者にあつては<u>省令第1条の8</u>の通知書、変更認定を受けた者にあつては<u>省令第1条の11</u>の通知書)を添えて市長に提出しなければならない。 (取消しの通知) 第8条 市長は、<u>法第5条の10第1項</u>の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書(様式第4号)によりその旨を認定管理者等に通知するものとする。 様式第2号(第4条関係) 認定しない旨の通知書 [略] 申請のあった次の管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する<u>法律第5条の4</u>の規定に基づく認定(同法第5条の<u>6第2項</u>又は<u>第5条の7第2項</u>において準用する場合を含む。)をしないこととしたので、これを通知します。 [略] 様式第4号(第8条関係) 認定取消通知書 [略] マンションの管理の適正化の推進に関する<u>法律第5条の10第1項</u>の規定により、次の管理計画についてはその認定を取り消しましたので、同条第2項の規定によりこれを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。 [略]
--	--

附 則

この規則は、令和7年11月28日から施行する。